

資料 2

平成 2 1 年

第 1 2 回清水町議会定例会

議案説明資料（追加）

清水町

改正後	改正前
○清水町保育所条例 昭和38年10月12日条例第24号 別表1（第7条関係） 保育料基準額表 ※表省略 備考 1 この表の3階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、<u>第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。</u> 2 この表の4～10階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 （1） 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（<u>地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。</u>）、第3号（<u>地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。</u>）、<u>第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</u> （2） 租税特別措置法第41条第1項、<u>第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項</u> （3） 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）	○清水町保育所条例 昭和38年10月12日条例第24号 別表1（第7条関係） 保育料基準額表 ※表省略 備考 1 この表の3階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7 <u>及び同法附則第5条第2項の規定は適用しない。</u> 2 この表の4～10階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、<u>経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）</u>及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 （1） 所得税法<u>第92条第1項及び第95条第1項から第3項までの規定</u> （2） 租税特別措置法第41条第1項から<u>第3項までの規定</u> （3） 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）

改正後

附則第12条

3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。
(1) ひとり親世帯…母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
(2) 在宅障害児(者)のいる世帯…次に掲げる児(者)を有する世帯
ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
(3) その他の世帯…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料(月額)	
	3歳未満児	3歳以上児
2	0円	0円
3	7,000円	5,000円

4 同一世帯(この表の1階層及び備考3の表の2階層に属する世帯を除く。)から2人以上の児童が保育所に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、第2欄による額をその児童の保育料の額とする。

改正前

附則第12条の規定

3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。
(1) ひとり親世帯…母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
(2) 在宅障害児(者)のいる世帯…次に掲げる児(者)を有する世帯
ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
(3) その他の世帯…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料(月額)	
	3歳未満児	3歳以上児
2	0円	0円
3	7,000円	5,000円

4 同一世帯(この表の1階層及び備考3の表の2階層に属する世帯を除く。)から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、第2欄により計算して得た額をその児童の保育料の額とする。

改正後		改正前	
第1欄	第2欄	第1欄	第2欄
ア 最も保育料基準額が低い児童 (最も保育料基準額の低い児童 が2人以上の場合は、そのうち1 人とする。)	保育料基準額表に定める額	ア 最も保育料基準額が低い児童 (最も保育料基準額の低い児童 が2人以上の場合は、そのうち1 人とする。)	保育料基準額表に定める額
イ ア以外の児童のうち、最も保育 料基準額が低い児童(最も保育料 基準額の低い児童が2人以上の 場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5	イ ア以外の児童のうち、最も保育 料基準額が低い児童(最も保育料 基準額の低い児童が2人以上の 場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5
ウ 上記以外の児童	0円	ウ 上記以外の児童	保育料基準額表×0.1
5 3歳未満児として入所した児童に係る保育料の額については、当該 年度中は当該児童の入所時の年齢区分により、この表を適用する。		5 3歳未満児として入所した児童に係る保育料の額については、当該 年度中は当該児童の入所時の年齢区分により、この表を適用する。	
6 児童が月の16日以降に入所した場合、若しくは15日以前に退所した 場合の当該月分の保育料は保育料基準額表により算出した額の2分の 1の額とする。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。		6 児童が月の16日以降に入所した場合、若しくは15日以前に退所した 場合の当該月分の保育料は保育料基準額表により算出した額の2分の 1の額とする。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。	

議案第104号

清水町へき地保育所条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
○清水町へき地保育所条例 昭和40年10月1日条例第29号 別表（第6条関係） へき地保育料基準額表 ※表省略 備考 1 この表の3階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、 <u>第314条の</u> <u>8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項</u> の規定は適用しない。 2 この表の4～7階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40 年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害 者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175 号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を 計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（ <u>地方税法第314</u> <u>条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。</u> ）、第3号（ <u>地方税法</u> <u>314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。</u> ）、第92条第1項、 第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、 第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41 条の19の5第1項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号） 附則第12条	○清水町へき地保育所条例 昭和40年10月1日条例第29号 別表（第6条関係） へき地保育料基準額表 ※表省略 備考 1 この表の3階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条 第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7 <u>及び同法</u> <u>附則第5条第2項</u> の規定は適用しない。 2 この表の4～7階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和 40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、 <u>経済社</u> <u>会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措</u> <u>置に関する法律（平成11年法律第8号）</u> 及び災害被害者に対する租税 の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によ って計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合 には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項までの規定 (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項までの規定 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号） 附則第12条の規定

改正後	改正前																				
3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。 (1) ひとり親世帯…母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯 (2) 在宅障害児(者)のいる世帯…次に掲げる児(者)を有する世帯 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u> エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 (3) その他の世帯…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯 <table border="1"> <tr> <th>階層区分</th><th>保育料(月額)</th></tr> <tr> <td>2</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>3,800円</td></tr> </table> 4 同一世帯(この表の1階層及び備考3の表の2階層に属する世帯を除く。)から2人以上の児童が<u>保育所に入所</u>している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、<u>第2欄</u>による額をその児童の保育料の額とする。 <table border="1"> <tr> <th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr> <tr> <td>ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額表に定め</td><td></td></tr> </table>	階層区分	保育料(月額)	2	0円	3	3,800円	第1欄	第2欄	ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額表に定め		3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。 (1) ひとり親世帯…母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯 (2) 在宅障害児(者)のいる世帯…次に掲げる児(者)を有する世帯 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 (3) その他の世帯…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯 <table border="1"> <tr> <th>階層区分</th><th>保育料(月額)</th></tr> <tr> <td>2</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>3,800円</td></tr> </table> 4 同一世帯(この表の1階層及び備考3の表の2階層に属する世帯を除く。)から2人以上の児童が<u>入所</u>している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、<u>第2欄</u>により計算して得た額をその児童の保育料の額とする。 <table border="1"> <tr> <th>第1欄</th><th>第2欄</th></tr> <tr> <td>ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額表に定め</td><td></td></tr> </table>	階層区分	保育料(月額)	2	0円	3	3,800円	第1欄	第2欄	ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額表に定め	
階層区分	保育料(月額)																				
2	0円																				
3	3,800円																				
第1欄	第2欄																				
ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額表に定め																					
階層区分	保育料(月額)																				
2	0円																				
3	3,800円																				
第1欄	第2欄																				
ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額表に定め																					

改正後	改正前												
<table border="1"> <tr> <td>料基準額の低い児童が2人以上の場合は、<u>る額</u> そのうち1人とする。)</td><td></td></tr> <tr> <td>イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>保育料基準額表×0.5</td></tr> <tr> <td>ウ 上記以外の児童</td><td><u>0円</u></td></tr> </table> 5 児童が月の16日以降に入所した場合、若しくは15日以前に退所した場合の当該月分の保育料は保育料基準額表により算出した額の2分の1の額とする。	料基準額の低い児童が2人以上の場合は、 <u>る額</u> そのうち1人とする。)		イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5	ウ 上記以外の児童	<u>0円</u>	<table border="1"> <tr> <td>料基準額の低い児童が2人以上の場合は、<u>る額</u> そのうち1人とする。)</td><td></td></tr> <tr> <td>イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>保育料基準額表×0.5</td></tr> <tr> <td>ウ 上記以外の児童</td><td><u>保育料基準額表×0.1</u></td></tr> </table> 5 児童が月の16日以降に入所した場合、若しくは15日以前に退所した場合の当該月分の保育料は保育料基準額表により算出した額の2分の1の額とする。	料基準額の低い児童が2人以上の場合は、 <u>る額</u> そのうち1人とする。)		イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5	ウ 上記以外の児童	<u>保育料基準額表×0.1</u>
料基準額の低い児童が2人以上の場合は、 <u>る額</u> そのうち1人とする。)													
イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5												
ウ 上記以外の児童	<u>0円</u>												
料基準額の低い児童が2人以上の場合は、 <u>る額</u> そのうち1人とする。)													
イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育料基準額表×0.5												
ウ 上記以外の児童	<u>保育料基準額表×0.1</u>												